

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### 【地域の人口構造】

本市は県内の東部に位置する、人口 23 万 2,709 人の県内 7 番目の人口規模の市である。

年齢 3 区分別の人口規模及び全体に占める割合をみると、年少人口（0～14 歳）は 26,611 人（11.4%）、生産年齢人口（15～64 歳）は 139,656 人（60.0%）、老年人口（65 歳以上）は 64,924 人（27.9%）で、これは、県の年少人口の割合（12.6%）と比べ 1.2%低く、また、老年人口の割合（24.9%）と比べ 3.0%高いことから、本市は早いスピードで少子高齢化が進んでいると言える。（平成 27 年国勢調査による）

##### 【産業構造】

平成 27 年度埼玉の市町村民経済計算によると、本市の総生産額（平成 27 年度：名目）は、5,295 億 4 千 9 百万円で県内第 11 位である。市内総生産額を経済活動別にみると、「不動産業」が 1,011 億 2 百万円（19.1%）と最も多く、次いで「製造業」が 780 億 5 千 8 百万円（14.8%）、「卸売、小売業」が 597 億 7 千 7 百万円（11.3%）、「保健衛生・社会事業」が 588 億 3 千 6 百万円（11.1%）、「建設業」が 343 億 5 千 7 百万円（6.5%）となっている。

また、平成 28 年経済センサスによると、本市の事業所数は 7,520 事業所、従業者数は 69,979 人である。産業分類ごとの事業所数と従業員数の構成比は、「卸売業、小売業」の事業所数が 24.9%、従業者数が 23.4%で最も割合が高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が事業所数 12.4%、従業者数 10.4%、「生活関連サービス業、娯楽業」が事業所数 11.8%、従業者数 5.3%と続いており、事業所数についてはこれらの業種で市内全産業の約 50%を占めている（産業小分類の「公務」を除く）。

##### 【中小企業者の実態等】

平成 29 年 4 月～6 月の埼玉県四半期経営動向調査をみると、県内の中小企業の経営状況は、「緩やかな持ち直しの動きが続いている」とされており、特に非製造業である「卸売、小売業」「飲食店」「不動産業」は景況感が前年同期比で 10 ポイント以上上昇している。

雇用者数の過不足感については、「不足」としている企業が全体の 30%を超え、2 年連続で増加しており、製造業では全ての業種で 25%以上の企業が「不足」としている他、非製造業では「飲食店」の約 60%が「不足」としている。

一方、平成 29 年 6 月に市が実施した商店街の活性化に関わるアンケート調査によると、事業主の 38.4%が近年（3～5 年）年間売上が「減少した」としており、経営上の課題（内部要因）は「経営者等の高齢化」が 33.6%で最も多く、次いで「企画力

の不足」が25.9%、「人手不足」が24.5%となっている。

さらに、同時期に実施した工業者へのヒアリング調査によると、近年の売り手市場の影響から、中小企業では若年層の従業員不足が深刻であり、生産性の低下が懸念されている。

## (2) 目標

上記のことから、今後も進むと予想される高齢化に伴う生産年齢人口の減少と慢性的な人手不足に対応するため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内事業者の設備投資を後押しし、市内経済の発展に寄与することを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に45件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は商工業を中心としており、企業の労働生産性を高めるための設備は多岐に渡ることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、市内各地に集積していることから、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、商工業を中心としているが、市内中小企業者の労働生産性の向上を強く後押しするため、本計画の対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は国の計画同意の日から5年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①先端設備等導入計画を策定するにあたっては、次の春日部市商工業振興基本条例の基本理念に基づき策定すること。

##### 【基本理念】

- ・商工業の振興は、商工業が地域の経済及び社会に重要な役割を果たしていることを認識したうえで推進されなければならない。
- ・商工業の振興は、事業者の自らの創意工夫及び自助努力を助長するとともに、市民生活の向上を図るため、市と事業者等との協働により、市民の理解と協力のもとに推進されなければならない。
- ・商工業の振興は、市民の就業機会の拡大及び勤労者等の福利厚生の上昇に寄与するよう推進されなければならない。
- ・商工業の振興は、商業が市民の消費生活を支えるとともに、商店街が地域社会の中心としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点から推進されなければならない。
- ・商工業の振興は、工業の技術力及び競争力の向上を図るとともに、技術及び技能の継承を推進し、市民との共生関係の構築の観点から推進されなければならない。
- ・商工業の振興は、地域の生活環境の保持に適正な配慮をしたうえで推進されなければならない。

②先端設備等の導入の際には以下の点に配慮すること。

- ・先端設備等の導入が人員削減を目的としたものでないこと。
- ・先端設備等導入計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握すること。
- ・市税等（市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。以下同じ。）の滞納がないこと。
- ・公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがない事業であること。
- ・埼玉県暴力団排除条例及び春日部市暴力団排除条例の基本理念に基づく事業であること。